



学校図書館部会報 73

発行日：2023 年 7 月 13 日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：甫仮久美子）

連絡先：gakutobukai@jla.or.jp



I N D E X

新部会長に就任して	甫仮久美子… 1
部会長退任にあたって	高橋恵美子… 2
文字活字議員連盟、学校図書館議員連盟の総会に参加して	長谷川優子・甫仮久美子… 3
シンポジウム「学校司書の社会的地位向上をめざして」に参加して	高橋恵美子… 4
<私訳> IFLA 学校図書館宣言	高橋恵美子… 9
2023 年度定期総会記録（第 39 期第 1 年度）	部会幹事会…12

新部会長に就任して

部会長 甫仮久美子

高橋恵美子さんの後を引き次いで、今期から新部会長に就任しました、甫仮（ほかり）と申します。現在神奈川の県立高校で学校司書として再任用勤務をしています。

高橋さんには、同じ神奈川の県立高校の先輩としてお世話になってきました。28 年前には組合の学校司書専門委員会の委員長を高橋さんから引き継いだこともあり、今回もまた大役を引き継ぐことになりました。

学校図書館一筋で 40 年になりますが、目の前の事で精一杯で、勉強不足な面は否めません。高橋さんのような牽引力もありませんし、部会長と

しては甚だ心許ないかと思います。

学校図書館法公布 70 年という節目の年に部会長となりました。様々なところで動きが活発になっています。部会としては、会員数が減少し、幹事も年を重ねてきて、先行きの不安を感じないではありません。学校図書館職員の大半を非正規がしめている現状ですが、ぜひ部会員一人一人が学校図書館の問題を自分の事として、部会の運営や、これからの学校図書館について活発に議論を重ね、実践を積み重ねてほしいと思います。

頼りない部会長ではありますが、皆さまの声を大切にし、学校図書館部会の活動を支える役目が

できればと思っています。どうぞよろしくお願いします。

します。

部会長退任にあたって

前部会長 高橋恵美子

2007 年 5 月の部会総会以来、部会長を務めてきた。それまでの学校図書館部会は、東京都立高校の司書教諭、学校司書が中心になって運営されていた。2003 年に司書教諭発令が始まった後であり、職員問題、特に学校司書についての考え方には議論があり、部会の運営体制がこのままではよくないとの意見があがっていた。2007 年 5 月の部会総会は、志を同じくする人たちが部会総会に参加し、運営体制を一新することになった。このことを、一部では「クーデター」と表現する人もいた。2007 年当時の部会幹事のメンバー、特に東京、神奈川のメンバーはほとんどが今でも幹事をやってくださっている。

新しいメンバーによる最初の部会報（No.26）には、当時協会理事長であった塩見昇氏の「学校図書館部会への期待」の文を掲載している。塩見氏からは、図書館政策企画委員会に学校図書館部会の委員を出すことを助言され、今でも部会から 2 名を出している。

学校図書館部会として、いろいろなことをやってきたが、一つとりあげるとすれば、2014 年の学校図書館法改正に関するとりくみがある。2013 年 5 月末の理事会で、理事長が塩見昇氏から森茜氏に交代、学校図書館法改正に関するとりくみは、森茜氏との折衝という様相となっていた。

特に 2014 年法改正が行われた後の、学校図書館職員問題検討会（2014 年 4 月常任理事会で設

置が決まるが、第 1 回会合は同年 12 月）が印象深い。この検討会は、法改正後の課題であった学校司書の資格・養成や望ましい職員制度について、協会の考え方をまとめることが目的だった。座長は協会副理事長であった山本氏、理事 4 人、図書館情報学教育部会 4 人、学校図書館関係者 12 人の計 21 名からなる。学校図書館関係者 12 人の人選は学校図書館部会が行った。学校図書館関係者の人数が多すぎるとの声に対し、副部会長中村さんががんばったし、私も 1997 年法改正時の JLA 学校図書館問題プロジェクト・チームの人選を参考にこのメンバーが必要だと考えていた。ただ遠方の委員が 4 人（山口、島根、岡山 2）いて、当時の協会の財政状況では旅費が出せないということがあり、正副部会長及び部会幹事若干名で職員問題検討支援の会を立ち上げ、部会員のカンパを募った。この検討会の委員になることを引き受けてくださった方々（特に遠方の方）、旅費のカンパにに応じてくださった部会員の皆さんには、今でも感謝してもしたりない。

昨年の後半から今年にかけて、学校司書をめぐる状況が変わってきている。日本図書館協会がやるべきこと、学校図書館部会がやるべきことが多様になってきている。部会長はなんとか退くことができたが、部会選出理事、部会幹事は引き続き続けていく。今後とも学校図書館部会をよろしく願いたい。

文字活字議員連盟、学校図書館議員連盟の総会に参加して

部会幹事 長谷川優子・甫仮久美子

2023年6月15日永田町の参議院議員会館講堂で、表記の総会に参加してきました。

雨の中議員本人も14人参加し、傍聴も合わせて210人が集まる会となりました。翌日に公表された文字活字推進機構の報告(注)を見ると、図書館友の会全国連絡会、図書館と地域をむすぶ協議会、学校図書館整備推進会議などと論議を進めてきた成果として、今回は「公共図書館改革に関する要望書」と「学校図書館の改革に関する要望書」の原案が示され、審議の末に、決議として承認されました。

質疑の中で、職員について、公共図書館に関する要望書の中では、雇用率の大幅改善、同一労働・同一賃金の確立を求めている一方、学校図書館については、労働条件の改革に資するための

現状調査の実施に留まっており、学校図書館も改善要求とはならないのか？という指摘があり、検討するという回答がありました。

図書館職員問題以外では、公共図書館では読書バリアフリーの知識と技術を持つ司書の養成、地域書店の活用、学校図書館に関して、各自治体における学校図書館図書整備等5か年計画の予算化促進（1校専任学校司書配置促進）、読書バリアフリーと特別支援学校の資料の充足、情報リテラシー育成のための資料充実について、などが取り上げられていました。

原案については今会で決議承認はされましたが、今後も検討を重ね、提出の際には改めて示したいとの発言がありました。

要望書、決議ともに、下記の推進機構HPの中で示されています。

(注) 活字文化議員連盟、学校図書館議員連盟の合同総会 | 公益財団法人 文字・活字文化推進機構 (mojikatsuji.or.jp)

<https://www.mojikatsuji.or.jp/news/2023/06/16/6772/> (2023.7.2 最終アクセス)

また、8/8(火)に文字・活字推進機構を含めた4団体により、学校図書館法公布70周年記念式典が開催される。その場でアピール提案がなされる予定。詳しくは8pもしくは、上記HPのイベント情報を参照されたい。

2023 年 6 月 15 日

学校図書館改革に関する決議

学校図書館職員連盟

学校図書館職員連盟は、2014 年の設立以来、学校図書館法改正による学校司書の法制化の実現をはじめ、学校図書館図書整備等 5 か年計画の継承・発展に努めてきました。しかし、いまなお道半ばにあり、わけても学校図書館運営の中心的な役割を担う学校司書の処遇改善は緊急な課題となっています。6 月 9 日には、民間諸団体の連名で、当議連に対し、「学校図書館改革に関する要望書」が提出されました。私たちは、下記 の 6 項目にわたる要望内容の実現に向けて、関係省庁と自治体に働きかけるとともに、国会で審議するなど、必要な手立てを講じて、その実現に努めることを、ここに決議します。

記

- 1) 1 校専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施するとともに、学校司書は教職員の一人であるという共通理解を深め、職員会議や研修への参加をうながすこと。
- 2) 各自治体は、学校図書館図書整備等 5 か年計画に基づく地方財政措置(図書資料購入費、新聞購入費、学校司書配置費、図書資料更新費)の予算化を促進し、学校図書館の質的向上を図ること。また、各地方議会においては、図書整備費等に関する予算化の状況を的確に把握し、積極的にその活用を促すこと。
- 3) 非正規の学校司書は、短期雇用の契約、低い賃金、雇い止めなど不安定な勤務状態のもとにあり、その労働条件の抜本的改革に資するため、現状調査を実施すること。
- 4) 対話型 AI「チャット GPT」の急速な普及など、情報環境の激変に対応して、子どもの情報リテラシーを育てるため、新たな図書資料の拡充を促進すること。
- 5) 全国の小・中・高校の図書館に、バリアフリー図書の展示コーナーを設置するほか、特別支援学校の図書資料の整備・充実を促進すること。
- 6) 特別支援学校の図書資料の不足は、障害者サービスに対する知識やノウハウの未熟にあり、読書バリアフリーに必要な知識と技術を習得した学校司書の養成を図ること。

以上

2023 年 6 月 15 日

学校図書館議員連盟

会 長 塩谷 立先生

事務局長 笠 浩史先生

公益財団法人 文字・活字文化推進機構

理事長 山口寿一

公益社団法人 全国学校図書館協議会

理事長 設楽敬一

学校図書館整備推進会議

議 長 竹下晴信

学校図書館の改革に関する要望書

学校図書館が、学校教育に欠かせない基礎的な設備であるように、学校司書は、学校図書館の運営・改革に欠かせない存在である。現在、学校司書は読書活動、探究学習など教師に協力して教育活動の一端を担っている。しかし過去も現在も、「官製ワーキングプア」といわれるほどの劣悪な雇用状況のもとに置かれている。したがって私たちは、学校図書館法公布 70 周年を機に、学校司書の労働条件を抜本的に改革し、多様な子どもたちが利用しやすいよう、学校図書館の質的向上に向けて、次の 5 項目の政策の実現を要望する。

記

- 1) 1 校専任の学校司書配置に必要な財政措置を実施するとともに、学校司書は教職員の一人であるという共通理解を深め、職員会議や研修への参加をうながすこと。
- 2) 非正規の学校司書は、短期雇用の契約、低い賃金、雇い止めなど不安定な勤務状態のもとにあり、その労働条件の抜本的改革に資するため、現状調査を実施すること。
- 3) 対話型 AI「チャット GPT」の急速な普及など、情報環境の激変に対応して、子どもの情報リテラシーを育てるため、新たな図書資料の拡充を促進すること。
- 4) 全国の小・中・高校の図書館に、バリアフリー図書の展示コーナーを設置するほか、特別支援学校の図書資料の整備・充実を促進すること。
- 5) 特別支援学校の図書資料の不足は、障害者サービスに対する知識やノウハウの未熟にあり、読書バリアフリーに必要な知識と技術を習得した学校司書の養成を図ること。

以上

学校図書館法公布 70 周年記念事業

シンポジウム「学校司書の社会的地位向上をめざして」に参加して

前部会長 高橋恵美子

5 月 27 日（土）、大正大学 8 号館 4 階「礼拝ホール」にて、開催された。主催は、学校図書館法公布 70 周年記念事業運営委員会、学校図書館整備推進会議、全国学校図書館協議会、文字・活字文化推進機構である。

主催者あいさつは、山口寿一氏（運営委員会代表、文字・活字文化推進機構理事長）が行った。山口氏は、読売新聞社社長でもある。第 1 部は基調講演、片山善博氏（大正大学特任教授・元総務大臣）による「学校図書館の充実と自治体の責務」と題する講演だった。学校図書館が地域によって大きな差があることを、島根県、鳥取県、長野県の例をあげながら話された。東京都・区の学校が委託等で学校司書を外注していることをテレビで発言したところ、東京に秘書がいるのかといった反応があり、学校司書について知られていないと感じたとの話が印象に残る。

第 2 部がシンポジウム「学校司書の社会的地位向上をめざして」である。パネリストは稲井達也氏（大正大学附属図書館長）、田村修氏（神奈川県立鶴見高校学校司書）、生井恭子氏（東京都立鹿本学園司書教諭）、宮崎伊豆美氏（東京学芸大学附属竹早小学校・附属特別支援学校司書）、コーディネーターは鎌田和宏氏（帝京大学教授）である。稲井達也氏からは「学校司書の社会的地位の向上のための方略」として、「学校司書の資質・能力の向上」「専門研修の必要性」など 5 点をあげ、話された。田村修氏は、自身の学校図書

館での活動の紹介からはじめて、「学校司書の専任化・地位向上に必要なこと」を図示した資料及び「富山県小中学校への学校司書配置状況

（2022 年 5 月 1 日現在）」を使って話をした。特に富山県の資料については、文科省の「学校図書館の現状に関する調査」が配置率の数値しか示されておらず、複数校を兼務する状況がわからないことを話した。生井恭子氏は、特別支援学校の学校図書館の状況について、「人」（学校司書）がいないこと、予算が少ないことなどの話をされた。宮崎伊豆美氏は、非正規雇用の学校図書館職員として働いた 5 校の経験、さまざまな勤務条件とできること、できないことを話された。

その後、参加者とのやりとりとなった。田村氏の発言に関わって、学校図書館を考える全国連絡会の江藤氏から富山県の学校司書の配置状況の経過説明があった。また、日本図書館協会学校図書館部会の高橋から非正規雇用職員に関する委員会で学校図書館職員調査が計画されていること、公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）の渡辺氏から学校図書館職員調査結果からわかったこと、東京都立高校の職員状況などの発言があった。

最期にアピール提案があり、採択された。以下にアピールの全文をあげる。このアピールは、文字・活字文化推進機構のサイト（注）からも見るができる。

学校図書館の向上と学校司書の待遇改善をめざす 2023 年アピール

学校図書館法は、1953 年に誕生してこのかた、子どもの家庭や学力などに関係なく、すべての子どもを抱きしめ、子どもが心の奥に秘めた読書意欲や探究心を引き出し、それが伸びるよう鼓舞して今日に至っています。私たちはこの学校図書館の普遍的価値を引き続き継続・発展させたいものと思います。

学校図書館には、読書活動や探究学習、各科の授業や障害のある子どもへの援助など教育活動を支援する専門的な学校司書の配置が不可欠です。それぞれの学校は、学校司書が「教職員の一員」であるという共通理解を深め、職員会議や校内研修への参加を奨励することが期待されています。

学校司書の常勤した学校では、子どもが図書館でよく本を読むようになったこと、図書資料を使った自主的な調べ学習が進んでいること、授業に使う図書資料の準備が行われることで、子どもの学習活動が広がった一など、教師と学校司書の協力で、教育効果が生み出されています。

他方、学校司書は非正規雇用が多数を占め、長く劣悪な労働条件に放置された状況にあります。学校司書の職務は、学校教育や子どもの将来とかかわるものであり、政府および地方公共団体は、労働環境の抜本的な改革を促進し、学校図書館のさらなる発展に尽力されることを、私たちは強く求めます。

2023 年 5 月 27 日

シンポジウム「学校司書の社会的地位の向上をめざして」

(注) 文字・活字文化推進機構 <https://www.mojikatsuji.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/04/f1f9a0b3313423e5709534bfeaeac9c3.pdf> (2023.7.7 確認)

なお、当日のアーカイブ動画が、大正大学の YouTube チャンネルで配信されるとのこと。詳細は同 H P 「シンポジウム「学校司書の社会的地位の向上をめざして」」を参照されたい。<https://www.mojikatsuji.or.jp/news/2023/05/29/6538/> (2023.7.7 確認)

イベント案内

学校図書館法公布 70 周年記念式典

◎主催

学校図書館法公布 70 周年記念事業運営委員会 / 文字・活字文化推進機構 /
学校図書館整備推進会議 / 全国学校図書館協議会

◎開催日時

2023 年 8 月 8 日（火）14:00～16:00（予定）

◎会場

城西国際大学 紀尾井町キャンパス 1 号棟 地下ホール

◎定員 100 名

◎参加費 無料

◎申込

① WEB ②メール・FAX

◆メール・FAX の場合、以下の 5 点を記入

- ①「学校図書館法公布 70 周年記念式典」参加希望
- ②氏名（フリガナ）
- ③職業・所属
- ④連絡先（メールアドレスまたは FAX・電話番号）
- ⑤今後も学校図書館法公布 70 周年記念事業に関する案内を希望するか

◎当日のプログラム（一部抜粋）

- ・学校図書館法公布 70 周年記念「未来に広がる学校図書館」標語表彰式
- ・学校図書館法公布 70 周年に関して
- ・学校図書館議員連盟報告
- ・アピール提案
- ・記念講演

テーマ 対話型 AI「チャット GPT」時代の学校図書館のあり方を考える

講師 酒井邦嘉氏（東京大学大学院総合文化研究科教授）

専門：言語脳科学と脳機能イメージング。

著書：『言語の脳科学』『科学者という仕事』『科学という考え方』（以上、中央公論新社）、『脳を創る読書』『考える教室』（以上、実業之日本社）、『脳の言語地図』（明治書院）、『チョムスキーと言語脳科学』（集英社インターナショナル新書）など

問い合わせ

公益財団法人 文字・活字文化推進機構

TEL：03-3511-7305（平日 10：00～17：00） FAX：03-5211-7285

<私訳> IFLA 学校図書館宣言 IFLA School Library Manifesto (2021)

前部会長 高橋恵美子

訳文に関する説明

「IFLA - ユネスコ公共図書館宣言 2022」の翻訳が『図書館雑誌』2023年6月号に「ユネスコ公共図書館宣言 2022」として掲載された。「IFLA 学校図書館宣言 2021」の場合は、いまだに定訳が公表されていない。日本語訳は作成されているが、IFLA の承認待ちとのことである。2021年に公表された「IFLA 学校図書館宣言 2021」(英文)は、公表と同時にコメント募集のニュアンスもあり、特定の表現にマーカーがついている。

ここでは、政策企画委員会が作成中の「学校図書館関係資料3」のために、高橋が行った仮の訳文を掲載する。**事務**、**事務スタッフ**、**資格**の部分は原文の記載による。

IFLA 学校図書館宣言 IFLA School Library Manifesto (2021)

学校図書館活動のあり方

学校図書館活動は、学校全体のコミュニティのために教育や学習を改善し、強化する。それは、資格のある学校図書館専門職やコレクション、またリテラシーや思考力をつけるための積極的な協働、包括的かつ公平な教育における世界のシティズンシップを通じて行う。

学校図書館活動の使命

学校図書館活動と資格のある学校図書館専門職は、学習体験、情報資源、学習の場への公平なアクセスを提供することで学生の成長に寄与する。学習体験、情報資源、学習の場は、学校コミュニティのすべての構成員が、複数のフォーマットにおける情報の、批判的な思考者、効果的な読者、責任ある利用者、評価者、創造者となることを可能にする。

年齢、人種、性別、宗教、性的指向あるいは意識、障害、国籍、言語、職業、経済的、あるいは社会的立場に関わらず、全ての学習者のニーズ

と能力に応じて、小学校、中学校の図書館環境、情報資源、個別の教育機会を備えたラーニングコモンズへの公平なアクセスが確保されなければならない。通常の図書館サービスや資料を利用できない人には、特別のアクセスが提供されなければならない。

学校図書館サービスと資料へのアクセスは国際連合世界人権宣言に基づくものであり、いかなる種類の思想的、政治的、宗教的な検閲、また商業的圧力にも屈してはならない。

学校図書館は、IFLA 公共図書館宣言に従い、公共図書館及びより広い情報ネットワークとつながる。

資金調達とネットワーク

学校図書館活動は、リテラシー、情報準備と作成、及び経済的、社会的、文化的環境を含めて、すべての長期教育方略に不可欠である。資格のある学校図書館専門職、資料、技術、施設、生涯

にわたる専門家研修のために、適切かつ継続的な資金調達を確保する特別な法律や政策を通して学校図書館活動を支えることは、地方、地域、国の機関の責任である。学校図書館活動は、学生や学校の職員にとって無料でなければならない。

学校図書館活動は、地方、地域、国、及び国際的な図書館と情報ネットワークにおける重要なパートナーである。

学校図書館が、公共図書館のような他の館種の図書館と施設や資料を共用する際、学校図書館特有の目的が、資格のある学校図書館専門職との積極的なパートナーシップを通して周知され、維持されなければならない。

資格のある学校図書館専門職員

学校図書館員は、学校図書館活動を企画、運営し、学校コミュニティの全構成員と共に働き、公共図書館やより広いコミュニティと連携する責任者として、専門資格を持ち、やる気があり、献身するスタッフである。彼らは、図書館協議会の一員でなければならない。学校図書館員は、学校図書館実務の訓練を受けた適切な事務スタッフによる学校図書館の日常業務の支えを必要とする。

学校図書館員と事務スタッフの資格と役割は、地方や国の法律、経済的枠組の範囲での学校の予算やカリキュラム、教育方法により、異なる。

ネットワーク環境の進展の中で、資格のある学校図書館専門職員は、よきリーダーでなければならない。彼らは、進化するリテラシーやデジタル能力のための企画、教授において有能であり、学校図書館の機能や活動にとりくみ、運営

し、教師や学生双方に対して責任があるからである。

学校図書館活動の目的

学校図書館は、学校図書館員が学校コミュニティと共に協働的に教え、働くとき、学生が自発的に学習する場となる。

- すべての学習者が、資格のある学校図書館専門職員による専門的な教授やガイダンスを受けられる。
- 学校の使命とカリキュラムによる教育目標を支え、高める。
- 地方のコミュニティによる文化的社会的目標を支え、高める。
- すべての学習者にとって安全な学習環境であり、知識の探究が尊重され、支えられ、個人情報を守られる場である。
- すべての学習者のニーズと能力に合うと同時に、学習者に多様な考えや経験、意見を示す、広い範囲の関連し応答的な学習資源を収集整理し、利用に供する。
- 物理的かつ仮想の空間で、活発な探究及び発見学習を共に企画する。
- 知識、理解、想像、楽しみのための自立読書を育てる。
- 読み聞かせを含む広い範囲の情報資源や方法を通して、読む力や楽しみを刺激し、強める。
- 情報と知識の倫理的な利用者、創造者になるように学習者に指示する。
- 生涯を通じて図書館を利用することを学習者に伝える。
- 文化的、社会的な意識と感性を励ます学習機会を組織する。
- 学校コミュニティ全体に対して、学校図書館の仕事を越えて、周知を促し、関与する。

- 開校日、また開校日以外も、サービスと活動を提供する。
- 効果的かつ責任ある市民であることと民主主義への参加に不可欠な、知的自由の概念を適用、守り、情報にアクセスする。
- 教師やスタッフのための、特に新しい情報資源や技術、カリキュラム、教授方法に関する専門研修の機会を促進する。
- 学校図書館計画の目的と活動を継続的に見直し、更新する。
- デジタルディバイドや他の除外の形態を克服する。

学校図書館活動は、以下のような公平な方針と教育計画を展開することにより、目的を果たす。公平な方針と教育計画を展開するとは、質の高い資料と技術を選択し、取得すること、多様な情報源への物理的、知的なアクセスを提供すること、参加型の物理的、仮想の学習環境を提供すること、資格のある学校図書館専門職と訓練を受けた事務スタッフを雇用することである。

運営と管理

学校図書館は、効果的で責任ある運営を確保しなければならない。

- 学校図書館活動の利点のすべてを実現するために、学校図書館ラーニングコモンズの役割への行政的支援がなければならない。
- 学校のカリキュラムに関連する目的、優先順位、サービスを明確にするべく策定された学校図書館サービスの方針を含まなければならない。
- 学習資源の展開及び検閲防止に関する行

政が承認した方針を持たなければならない。

- 専門家の基準に従い、組織され、維持されなければならない。
- 学校コミュニティの全構成員がアクセスでき、地方や世界のコミュニティの文脈の中で運営されなければならない。
- 教師、学校運営担当者、学校管理者、保護者、他の図書館員、情報専門職、コミュニティ・グループと協働しなければならない。
- 継続的な監視、評価、説明責任プロセスを通して、責任を果たさなければならない、こうしたデータは、学校や地方のコミュニティのメンバー、関係者で情報共有し、議論しなければならない。
- 学校の広報やウェブページで可視化されなければならない。

本宣言の周知と普及

すべての子どもは、この宣言に述べられている学校図書館活動の恩恵を受けるに値する。この宣言は、ユネスコの持続可能な目標の4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の支援の下にある。

<https://sustainabledevelopment.un.org/sdg4>

政府は、教育を担当する省や部局を通して、本宣言の原則を含む方法、方針、計画、不断の見直しへのとりくみを行う。

学校長や地方の学校管理委員会は、学生が責任ある市民になることを助けるために、計画文に本宣言の採用を奨励される。

日本図書館協会学校図書館部会 2023 年度定期総会記録

(第 39 期第 1 年度)

2023 年 6 月 3 日 (土) 14:00～16:00 に、日本図書館協会において、学校図書館部会定期総会が行われました。以下、その概要をお知らせいたします。(幹事会)

※発言はすべて要旨のみ略して記載しています。

※質疑応答・意見・審議協議等における「Q」は質問、「A」は答弁、「○」は意見・討論等です。

※2023 年度事業計画は図書館雑誌 5 月号に掲載されています。2022 年度事業報告は協会の代議員総会で報告された後、図書館雑誌 8 月号に掲載予定です。

高橋恵美子 部会長挨拶

2023 年 5 月 27 日に、シンポジウム「学校司書の社会的地位の向上をめざして」が開催されました(主催:学校図書館法公布 70 周年記念事業運営委員会、学校図書館整備推進会議、全国学校図書館協議会、文字・活字文化推進機構)。片山善博さん(大正大学特任教授・元総務大臣)が講演し、パネリストは稲井達也さん(大正大学附属図書館長)、田村修さん(神奈川県立鶴見高校学校司書)、生井恭子さん(東京都立鹿本学園司書教諭)、宮崎伊豆美さん(東京学芸大学附属竹早小学校・附属特別支援学校司書)、コーディネーターは鎌田和宏さん(帝京大学教授)でした。文部科学省の学校図書館の現状に関する調査では、90%近く学校司書が配置されていることになっているが、その実態は、週 2 日であるとか、2 校 3 校勤務であるとか、といったことも含んでの数字であることなどが話題になっていました。学校図書館が活用されるためには学校司書の活動が不可欠という認識が広まっていて、かつての「司書教諭でなければ」という考え方は薄まっていることを感じました。

大崎梢さんの『27000 冊ガーデン』(双葉社)が刊行されました。作品の舞台は県立高校の図書館で、司書と出入りの書店員の二人が謎を解いてい

くという短編集です。この本は神奈川県立高校の学校司書が取材協力しているとのことで、神奈川県立高校の図書館の雰囲気が見えます。学校司書が、一般的な読み物の主役として扱われています。

6 月 15 日には、活字文化議員連盟と学校図書館議員連盟の合同総会が開催されます。協議事項に、活字文化議員連盟あての「公共図書館改革に関する要望書」(文字・活字文化推進機構)、学校図書館議員連盟あての「学校図書館の改革に関する要望書」(文字・活字文化推進機構、全国学校図書館協議会、学校図書館整備推進会議)があがっています。

このところ、急に、学校図書館が話題になっています。文字・活字文化推進機構の現在の理事長は読売新聞グループ本社代表取締役社長ということもあってか、読売新聞で学校図書館についての連載記事があったり、私も学校図書館支援センターやブックレット『学校図書館とマンガ』について読売新聞の記者から取材の連絡を受けているところです。

私自身のこととしては、今回の総会をもって、部会長を退くこととなりました。次の部会長をお願い受け下さった甫仮さん、どうぞよろしくお願いいたします。2007 年から長期にわたって部会長

を務めてきましたが、私個人がというよりは、私とともに部会の活動を支えて下さった幹事の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。部会長は退きますが、部会推薦の理事は引き続き担当いたしますので、部会活動から全く離れるということではありません。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

岡部幸祐 常務理事兼事務局次長挨拶

学校図書館部会総会での挨拶の機会を頂きありがとうございます。学校図書館については皆さんの方が詳しいと思いますので私の方から特段申し上げることはないわけですが、私自身は、大学図書館に長く勤務しておりました。大学では、新入生に対して初年次ゼミが行われていて、そこで大学での学び方を教えるのですが、その中で、図書館の使い方のガイダンスも行っておりました。そのとき、学生と話をすると、高校時代図書館に行ったことがないという学生がそれなりに見受けられました。それが大変残念で、大学に入って初めて図書館の使い方を覚えるのでは、その学生にとってもったいないことだと思っておりました。そういうわけで、学校図書館は大事であるはずと思っておりました。個人的には情報リテラシー教育に関心がありまして大学図書館の世界でも関わっていたわけですが、アメリカなどをみると、情報リテラシー教育はやはり学校図書館でしっかりやられているということもあり、日本でも何とかならないかと考えていました。文部科学省の言う「主体的・対話的で深い学び」とは、図書館をいかに活用できるかにかかっているのではないのでしょうか。ですが、現状は、予算は少なく、人の配置も非常勤が多く十分ではない。何とかしていかなければと思っています。

さきほど部会長が話されたように、今、学校図書館に風が吹いている面もあります。この機会に、学校図書館についてしっかり発信していければとも思っています。

6月6日には、協会として記者会見を予定しています。図書館非正規職員の処遇についてです。5月31日に、「図書館非正規職員についてのお願い」という文書を、都道府県知事、市長、東京23区長に送付しています。文書の中心は公共図書館のことについてとなっていますが、当然、学校図書館職員についても含まれると考えておりますし、記者会見の時には、非正規職員に関する委員会の委員からも説明することになっていますので、記者からも学校図書館職員も含めて質問があるかと思っています。学校図書館職員の問題を改善できるように支援して参りたいと思いますので、皆さんからも要望をお寄せ頂ければと思います。

個人的には、これまで皆さんと十分お話をする機会も少なく、学校図書館の現状についても十分承知できていないということもあったかと思いますが、理事を1期努めさせて頂いて、この法人の課題なども見えてきたところです。できれば次期も努めさせて頂きたいとは思ってはいるのですが、代議員総会でもし理事に選任頂けたなら、ぜひ皆さんからの意見も聞かせて頂いて、協会からも支援や必要な情報発信をしっかりとやって参りたいと考えております。

本日の部会総会が実りあるものとなりますことを祈りまして、挨拶とさせていただきます。

議長選出

議長に、亀田純子氏（神奈川）と佐藤千春氏（東京）を選出し、議事に入った。

定足数の確認

幹事会から、出席19名（会場13+web6）、委任状37名、合計56名の出席者および委任状があることが報告された。部会員総数は341であり（4月1日現在）、部会規程により総会の成立に部会員の10分の1以上の出席を要するため、定足数は35となる。出席者と委任状を合わせ、これを超えているので、議長により総会の成立が確認された。

1. 2022 年度事業報告及び部会からの報告について（報告・協議）

高橋部会長（報告要旨）

協会事業報告書に基づいて、2022 年度の部会活動及び学校図書館に関連する協会の活動を報告する。資料として、部会から協会に提出した事業報告の内容、その後決定された協会事業報告から関連する部分の抜粋、代議員総会・理事会・常任理事会の経過概要等になる。

今回報告する事業報告は、5 月 25 日開催の 2023 年度第 1 回理事会で決定された協会全体の事業報告の一部である。この後 6 月 15 日開催の代議員総会で報告される予定である。

資料 1-1 は、部会が理事会に提出したもの。部会が行ったことを簡潔にまとめている。資料 1-2 は協会事業報告から学校図書館部会に関連する部分を抜粋したものである。

①部会事業報告

夏季研究集会東京大会「学校図書館の可能性を探る」を開催(7/31-8/1)、「学校教育情報化推進計画（案）」に対する部会意見のとりまとめ(5 月)、「令和 5 年度予算における図書館関係地方交付税について(要望)」(8/1 付協会から総務大臣、文科大臣ほかあて)についての部会意見のとりまとめ(7 月)、中央教育審議会教育振興基本計画部会審議経過報告に対する部会意見のとりまとめ(23 年 1 月)、第 5 次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(案)」に対する部会意見のとりまとめ(2 月)、などがある。

12 月 7 日には、『「学校図書館図書等の整備・拡充」と「教科書での紙とデジタルの最適化」を求める各会連絡会』に参加した。

5 月の幹事会で、「学校図書館における特別なサービスと資料の提供に関する基本方針—図書館利用に困難のある児童生徒のために—」を一部修正し、部会総会に報告した。また、総会では、「学校

図書館施設設備基準」の第 2 版を決議している。

10 月に、ブックレット『学校図書館とマンガ』を刊行した。また、図書館政策企画委員会作成の『学校図書館関係資料 3』を編集中である。

②部会の運営状況

部会の運営状況としては、以下の通りである。

- ・部会報発行 年 3 回 No.70 (2022 年 7 月) No.71 (2022 年 11 月) No.72 (2023 年 3 月)
- ・部会総会 2022 年 6 月 4 日 対面での総会 オンライン参加は傍聴
- ・部会幹事会 6 回開催 (対面&Web2 回、Web4 回)

③その他

部会の事業ではないが、非正規雇用職員に関する委員会に、部会からも高橋が委員として参加しており、そちらの活動も行っている。

第 108 回全国図書館大会群馬大会(会場：10/6～10/7, オンライン記録配信：10/6～11/30)では、非正規雇用職員に関する委員会が担当した分科会に協力し、高橋が「学校図書館における非正規雇用職員の状況」について報告した。また、学校図書館分科会（開催地 SLA による運営）では、ブックレット『学校図書館とマンガ』について報告した。

協会の出版事業として、先に述べた『学校図書館とマンガ』のほか、『非正規雇用職員セミナー「図書館で働く女性非正規雇用職員」講演録』（JLA Booklet）も刊行されている。

資料 1-3 は、理事会・常任理事会・代議員総会の 1 年間の経過をまとめたものである。

5 月 26 日の第 1 回理事会で、代議員定数等検討委員会委員が選任された。これは、2020 年度に理事会内のワーキンググループが検討し報告書が出されたものの、中山監事から疑義が唱えられ、再度組織的に検討するために設けられた委員会である。構成は、理事長指名理事 2、理事会選出理事 2、

全国 6 ブロックから代議員または会員 6（各ブロック選出の理事が選任）、各部会選出 5、団体選挙区選出 1、公募 3 の合計 19 名。学校図書館部会からは、施設会員代議員の鳴川浩子さんをお願いした。他に、「学校教育情報化推進計画（案）」に対する意見も検討している。

6 月 9 日の第 1 回代議員総会では、委任状の提出が認められず、欠席者は書面決議のみで、この点について議論があった。また、事前の書面決議提出が多かったため、当日の修正案などが一切審議できなかった。

7 月 28 日の第 3 回常任理事会では「令和 5 年度予算における図書館関係地方交付税について（要望）」の案が検討された。従来学校司書に絞って要望していたところが、今回は見出しが「学校司書配置及び司書教諭が司書教諭業務を執行できる体制への改善」となり、文中に「司書教諭が専任で配置できるよう予算措置及び働きかけを要望」とあった。常任理事会後に理事会メーリングリストでの検討や執行部との折衝で従来通りとするよう要望した。結果としては、見出しは「学校司書配置の改善」となり、本文の司書教諭の「専任で配置」の表現はなくなったが、司書教諭に関する記述は残ってしまった。この他、学校図書館部会規程の改正が了承され、理事会に提案されることとなった。

「学校図書館施設設備基準第 2 版」や「学校図書館における特別なサービスと資料の収集に関する基本方針－図書館利用に困難のある児童生徒のために－」の一部修正、6 月部会総会での出席者からの意見を報告した。

8 月 25 日の第 4 回常任理事会では、上記「令和 5 年度予算における図書館関係地方交付税についての要望書」に関連して、高橋より、これまでに日本図書館協会が学校図書館職員問題についてどのような整理を行ってきたかの説明を行った。協会は、「司書教諭を専任で配置すべき」という言い方をしたことがなく、また司書教諭と学校司書を「車の両輪」という言い方もしたことがないことなど

を説明した。

9 月 29 日の第 2 回理事会では、学校図書館部会規程の改正が承認された。文部科学省事務連絡「北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る御協力等について」への対応について協議し、協会として意見表明を行い、文科省に文書を手渡すこととなった。意見表明の案文の検討を行った。「学校図書館施設設備基準第 2 版」や『『学校教育情報化推進計画（案）』に対する意見』等が報告された。

10 月 27 日の第 5 回常任理事会では、「文部科学省からの拉致問題に関する図書充実の協力等の要請について」の意見表明について報告された。協会としての意見表明及び図書館関係者各位向けの文書を作成、10 月 11 日に理事長、副理事長、総務部長の 3 人で文科省へ持参したこと、意見表明後、朝日新聞社から取材依頼があったこと等。朝日新聞社より実写版「耳をすませば」について取材の申し出があったとの報告があり、自由委員会と調整して対応することとした。

11 月 24 日の第 6 回常任理事会では、次期教育振興基本計画について、理事長より、11 月 29 日までに意見申し立ての希望があることを回答し、提出する意見は 1 月半ばまでに検討する旨発言があった。

12 月 22 日の第 3 回理事会では、2023 年 3 月開催の代議員の総会の招集等を決定。代議員補欠選挙結果が報告された。

1 月 26 日の第 7 回常任理事会は 2023 年度予算編成方針等を検討。

2 月 9 日の第 8 回常任理事会では、2023 年度事業計画や予算について検討。役員報酬の項で、常勤役員を 3 名→4 名にする予算案である旨説明があった。また、「2023-2024 年度の理事・監事選任にかかる基本方針及び選任方法等について」が検討され、「2023-2024 年度における本法人の運営課題等について」が報告された。代議員定数等検討委員会から「中間報告」について委員長より

説明があった。定款に個人会員選挙区は都道府県を選挙区とする、施設等会員選挙区は部会と団体を選挙区とすることを明記する。定款の改正が必要であり、また代議員選挙規程の改正も必要等の内容。

2月22日の第4回理事会では、協会事業計画・予算、「2023-2024年度の理事・監事選任にかかる基本方針及び選任方法等について」を決定した。事務局人事(2023年4月1日付)について、岡部総務部長を事務局次長に、曾木聡子氏を総務部長にする旨報告があった。また、教育振興基本計画部会審議経過報告への意見について、1月18日に提出した旨報告があった。第5次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」への意見について、3月1日ㄨ切で、学校図書館部会と児童青少年委員会と調整することとした。

3月9日に第1回部会長・委員長会議が開催された。協会事業計画・予算等が説明された。非正規雇用に関する委員会委員長などから、2月11日にNHK おはよう日本で報道された指定管理で働く職員の問題等について、協会の意見表明が必要との意見があった。また、事務局長より指定寄附金の早期執行に努めてほしいとのこと。

3月20日の第2回(定時第2回)代議員総会(会場出席36 委任状7 議決権行使33 計76)では、「2023-2024年度理事・監事選任に係る基本方針及び選任方法等について」を一部修正(各代議員が推薦できる理事候補者数を1名→2名以内に修正)して決定。協会事業計画に関連して、中村代議員から、地方財政措置への要望書に司書教諭については記述せず従来通り学校司書に絞って要望すべきとの意見があった。代議員定数等検討委員会報告について委員長より説明があった。各県から代議員を出せるように定款を改正すべきとの報告になるとのこと。

4月27日の2023年度第1回常任理事会には、代議員定数等検討委員会から報告書が提出されたことが報告された。この報告書に対し、理事長か

らいくつかの疑問点や修正の検討依頼が出されており、代議員定数等検討委員会任期を9月3日までの延長することとなった。今年度の部会活動費が提示され、学校図書館部会は昨年と同額である。「図書館非正規職員の処遇についてのお願い」について文案が示され検討した。中山理事からは予算編成時の7月に出してはどうかとの意見があったが、高橋、成瀬理事、深水理事の3人からすぐ出すべきと発言があり、5月31日に各知事・市長・23区長宛発送、6月6日に記者会見を開くという対応になった。

5月11日の第2回常任理事会では、協会事業報告を検討。

5月25日の理事会では、先ほど説明した協会事業報告、協会決算、理事長推薦理事候補を決定した。また、代議員から推薦された理事候補について報告があった。代議員定数等検討委員会からの報告もあった。

以上の報告に特に質問・意見・異議なく、2022年度事業報告は了承された。

2. 2022年度会計報告(審議・議決)

幹事会から、下記の通り、2022年度部会会計決算報告案が提案された。また、監査から、会計監査の結果、間違いなく処理されていることを確認した旨監査報告があった。特に異議なく、会計報告案は可決された。

2022年度部会会計決算報告案

《収入》

部会活動費	530,000 円
研究集会	181,500 円
雑収入(報告集売上)	3,500 円
合計	715,000 円

《支出》

夏季研究集会(謝金、報告集印刷費等)	375,333 円
旅費交通費(幹事会交通費等)	0 円
通信運搬費(郵送料、宅配料等)	192,831 円
消耗品費(文房具類等)	0 円
印刷製本費(部会報印刷等)	18,236 円
会場借料幹事会会場費)	0 円
雑費(学習会講師謝金)	210 円
合計	586,610 円

収入－支出＝残額 128,390 円は協会に返納

なお、部会に関連する指定寄付金として、2017 年 9 月に使途を「学校図書館部会の活動」として 10 万円、2019 年 3 月に使途を「学校図書館・子ども図書館活動の支援」として 15 万円お寄せ頂いている。今後、活動の中で具体的な使い方を検討していく。

3. 2023 年度事業計画について（報告・協議） 高橋部会長（報告要旨）

2023 年度事業計画について、2 月 22 日開催の理事会で決定され、3 月 20 日開催の代議員総会で報告された協会事業計画（図書館雑誌 5 月号に全文掲載）をもとに、学校図書館に関係する部分を中心に抜粋して資料を用意し、この資料をもとに報告する。事業計画は理事会で決定済みの事項ではあるが、今後の部会の活動について皆さんで協議をお願いしたい。

資料 3-1 は、部会から協会に提出した部会事業計画案である。「(1)講座・セミナー・研究集会等」では、夏季研究集会と、未定ではあるが学習会を必要に応じて開催することとしている。「(2)研究・資料収集」では、「各地の学校図書館職員調査のまとめ」と記載されている。この事業計画を決めた時はこの予定であったのだが、その後、非正規雇用職員に関する委員会による学校図書館職員調査の具体的な方法を検討する中で、別の方法をとることになっており、「各地の調査のまとめ」は行わない見込みである。同委員会による調査は、現時点では、第一段階では全国 20 の政令指定都市と各

県庁所在地の市と東京 23 区のエデュケーション委員会を対象に実施し、第二段階では学校司書個人への調査を行う予定である。第一段階の調査は 5 月に行う予定であったが、東京都内の自治体については、以前から同時期に毎年継続して実施している別の団体があり、同時期に協会からも調査を送ると混乱が予想されるので、東京 23 区については 7 月に実施する。これらの調査に協力していく。他に、ブックレット『学校図書館施設設備基準 第 2 版』の作成作業を行う。

図書館振興に関わる事業としては、文部科学省等の学校図書館施策に関する提言等、著作権 31 条「図書館等」に学校図書館を加えるためのとりくみ、部会報発行（年 3 回）である。

皆さんからご意見を伺いたいと思うのは、学校図書館職員調査について、非正規雇用職員に関する委員会の調査は小中学校が中心で高校は市立高校までであるので、都道府県対象の公立高校調査を部会独自で行うべきかどうかということである。

図書紹介事業については、部会からも二人に委員になって頂いているところだが、原稿依頼等には部会員の皆様にもぜひご協力頂きたい。

昨年の部会総会で部会員から、部会の考える学校図書館像を明確にせよといった意見を頂いた。そこまではできていないが、「学校図書館の整備・充実」の項については、頂いた意見を受けて、様々な課題について触れている。

（協議）

Q 非正規雇用に関する委員会が行う学校図書館職員調査について、他団体と時期が重ならないように 7 月に送らせたのは良かったと思う。都道府県高校調査には賛成する。今回 JLA が調査に取り組むのは大変意義のあることである。関連して、今回の調査の結果のまとめはいつ頃どのように公表されるのか、分かればお知らせ頂きたい。また、今後、数年おきに行うなど、定期的に行う計画はあるか？

A 都道府県高校調査は、正規職員が多いということで、非正規雇用に関する委員会が行わない。もしやるなら部会が単独でとなる。委員会の調査や結果公表のスケジュールについて。調査は全体で5年計画であり現在2年目で第一次調査を行う段階である。学校図書館の前に公共図書館職員調査が行われたが、比較的標準的と思われる地域（神奈川県）を対象として実施した。学校の場合、地域ごとに状況が異なり、そのような手法がとれない。個人調査も、教育委員会から下ろすような形は、もしできたとしても本音の回答は得られないであろう。教育委員会宛に配置数などの状況調査を行い、その後に個別調査となる。今回の調査が終わったら、当分行われないと思われる。定期的に行うという話はない。公表について、第一段階の結果公表と第二次調査の結果公表は時期がずれるだろう。それがいつになるかは未定である。

Q 学校職員調査のなかで個別調査という話があったので、東京都立高校の状況を報告する。東京都立高校は長く委託化が続いていたが、2021年度から非正規の直接雇用に代りはじめ、2023年度からは委託はなくなり、職名は「学校図書館専門員」という会計年度任用職員（週4日勤務／各校2名配置）の配置に代った。合計300名弱が採用されている。それとは別の、50名弱の常勤職員が混在している状況である。今までは正規の学校司書で組織してきた学校司書会に、80名ほどの学校図書館専門員も加わっている。専門員には様々な経歴の方がいて、意識も様々なようである。調査する場合、聞いた相手によって答えはかなり違ってくるのではないと思われる。司書会とも協力して都立高校の実態も明らかにできれば良いと思う。個別調査について何か構想はあるか？

A まだ検討していない。個人別の調査については、委員会調査の結果を見て検討したい。

○ 東京都立高校には、かつては、正規の司書教

諭と正規の学校司書がいて、さらに場合によっては正規の学校司書が2名いるなど、また施設的にも、神奈川県と段違いに良いという状況があったと思うが、ここまで委託が長引いたことによって、学校図書館の司書室が他の教科の先生の職員室にされてしまって、非正規の司書の居場所がない、という話を聞いたことがあるが、状況はどうか？ 不十分な形で職員配置の弊害としてどういうことがあるのか？

○ 3 学年担任団の職員室になった例はある。委託の弊害はいろいろある。例えば、委託の従事者がそのまま専門員になって同じ学校に勤務するケースがあるが、その場合、管理職や周りの先生も、場合によってはご本人も、意識が変わらないことがある。生徒指導はしてはいけない、仕事の範囲は限定されていると考えてしまう、など。他にも様々ある。

○ 委託になって予算が大幅に減っているケースが目立つ。また、学校図書館は司書教諭が中心となって運営すべきだという認識が広まり、既定路線になりつつある。教育委員会が学校図書館運営のガイドラインを出しているが、従来学校司書が中心となっていた部分も司書教諭が中心と書いてある。管理職にもそういった意識がある。

○ （中村）ブックレット『学校図書館施設設備基準』について説明する。ブックレット化するにあたり、基準に加えて、参考資料を付けたいと考えている。三つ考えており、一つは、関係法令や文科省基準など。二つ目は、用語集であるが、検討中。三つ目として建築事例集も載せたいと考えて、部会メーリングリストや幹事会でも相談したが、良い例が見つからない。校舎改修に伴うケースでは良い事例があったが、新築では見つからず苦慮している。協会の施設委員会にも相談し、委員の先生とも相談してるが、建築雑誌などに載るケースは、生徒の動線にあること、探究型学習に対応した造りであることなど

では良いものもあるが、吹き抜けなど、我々が目指す姿とは少し違うものが多い。担当の者の中では、吹き抜けや館内に階段があっても、実際に見学してみて高く評価できるケースもあるという意見もあるが、基準の内容に照らしてどうかということもあり、難しい。今年度中の発行を目指していたが、遅れる可能性がある。

以上の他に特に異議なく、2023 年度事業計画は了承された。

4. 2023 年度部会予算案（審議・議決）

幹事会から、下記の通り 2023 年度部会予算案が提案された。特に異議なく原案通り決定した。

2023 年度部会会計予算案

《収入》

部会活動費	530,000 円
夏季研究集会	190,000 円
雑収入(報告集売上)	20,000 円
合計	740,000 円

《支出》

夏季研究集会(謝金、報告集印刷費等)	360,000 円
旅費交通費(幹事会交通費等)	150,000 円
通信運搬費(郵送料、宅配料等)	190,000 円
消耗品費(文房具類等)	5,000 円
印刷製本費(部会報印刷等)	20,000 円
会場借料幹事会会場費)	10,000 円
雑費(学習会講師謝金)	5,000 円
合計	740,000 円

※収入科目に記載はないが、研究集会その他で必要が生じた場合、幹事会の議決により指定寄附の一部又は全部を収入とし、部会活動の費用に支出する。

5. 部会推薦理事候補者の選出について

(審議・議決)

2023 年理事改選に際して、部会通則規程第 10

条第 4 項により理事長から部会からの理事候補者の推薦を求められていることについて、同条第 5 項ただし書き及び部会規程 14 条 2 項に基づき、高橋恵美子氏(前部会長・理事)を理事候補者としてこの総会で選出することを、幹事会から提案された。

なお、高橋恵美子氏は、理事選挙が行われる代議員総会(6 月 15 日)には、部会長ではなくなっている見込みであるため、部会通則規定第 10 条第 5 項ただし書き及び部会規程第 14 条第 2 項に基づく総会での選出を提案するものであった。

特に異議なく、部会推薦理事候補者は高橋恵美子氏とすることを議決した。

報告. 第 39 期部会役員定期改選の結果

※2023~2024 年度(JLA 第 39 期)役員一覧

部会長: 甫仮久美子(神奈川) 副部会長: 中村崇(東京)

幹事: 石黒順子(埼玉)、太田克子(群馬)、笠川昭治(神奈川)、佐藤千春(東京)、高橋恵美子(神奈川)、仲明彦(京都)、長谷川優子(埼玉)、堀岡秀清(東京)、松本美智子(神奈川)、山本敬子(兵庫)

部会推薦理事: 高橋恵美子(神奈川)

監査: 中村登世子(神奈川)

甫仮久美子 新部会長挨拶

この度部会長となりました、神奈川県立平塚江南高校で学校司書をしております甫仮と申します。よろしくお願いいたします。高橋さんのようなカリスマ性もないし、勉強不足なところもあります。今までは高橋さんがいて下さったので、安心して幹事をしていたのですが、これからは頼りない部会長のもとで、ということになりますので、できれば、部会のメンバーひとりひとりが、自分も幹事の一人だという気分で、一緒に、部会の運営なりに参画して頂きたいと思っています。会員も減ってきておりますので、ぜひ、各地で、部会員を増

やすように、これからも皆様のご協力をお願い ます。
したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします 以上で総会は終了した。

部会からのお知らせ

NEW

◎部会長が交代しました

高橋恵美子さんが退任し、甫仮久美子さんが新部会長に選出されました。(1,2p 参照)
高橋さんは 15 年の長きにわたり部会長を務めてくださいました。お疲れさまでした。
ありがとうございました。

◎今後の次号部会報発行予定《情報・原稿募集…各地の情報・実践記録・研究会集会等イベント開催情報 等々お知らせ下さい》

次号 74 号は 2023 年 11 月下旬頃、75 号は 2024 年 3 月頃発行の予定です。

部会員の皆様からの情報や原稿も募集しております。実践の情報や各種研究会の参加記、各地の状況など、皆様からの情報や原稿をどうぞお寄せ下さい。図書館関係の研究会・集会等の開催情報は、日時やテーマ等要点をまとめて掲載します。

〆切は発行予定時期の約 1 ヶ月前が目安になります。詳しくは部会までお問い合わせ下さい。

◎学図部会メーリングリストへのご参加のお誘い

部会員相互の連絡や、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しています。参加ご希望の方は、部会メールアドレス gakutobukai@jla.or.jp 宛にご連絡下さい。参加にあたっては、(1) 氏名(本名) (2) 日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属(ない方は不要) (4) メールアドレス をお知らせ下さい。

※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます／皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしています。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いいたします。